

島田市過疎地域持続的発展計画

自 令和3年度

至 令和8年度

趣 旨

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号。以下「政令」という。）附則第4条第2項の規定により適用される政令附則第3条第2項の規定により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条の規定の例により定めるものである。

対象地域

本計画は、政令附則第4条第1項の規定により特定市町村（法附則第5条に規定する特定市町村をいう。）の区域とみなされる区域として公示された旧川根町を対象地域とする。

目 次

| | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 1 基本的な事項 | 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 |
| (1)川根地区の概況…………… P 1 | (1)現況と問題点…………… P29 |
| (2)人口及び産業の推移と動向…………… P 4 | (2)その対策…………… P30 |
| (3)行財政の状況…………… P 9 | (3)計画…………… P31 |
| (4)地域の持続的発展の基本方針…………… P12 | (4)公共施設等総合管理計画等との整合… P31 |
| (5)地域の持続的発展のための基本目標… P13 | 8 医療の確保 |
| (6)計画の達成状況の評価に関する事項… P13 | (1)現況と問題点…………… P33 |
| (7)計画期間…………… P13 | (2)その対策…………… P33 |
| (8)公共施設等総合管理計画との整合… P14 | (3)計画…………… P33 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 9 教育の振興 |
| (1)現況と問題点…………… P15 | (1)現況と問題点…………… P34 |
| (2)その対策…………… P15 | (2)その対策…………… P35 |
| (3)計画…………… P16 | (3)計画…………… P36 |
| 3 産業の振興 | (4)公共施設等総合管理計画等との整合… P36 |
| (1)現況と問題点…………… P17 | 10 集落の整備 |
| (2)その対策…………… P18 | (1)現況と問題点…………… P38 |
| (3)計画…………… P19 | (2)その対策…………… P38 |
| (4)産業振興促進事項…………… P20 | (3)計画…………… P38 |
| (5)公共施設等総合管理計画等との整合… P20 | 11 地域文化の振興等 |
| 4 地域における情報化 | (1)現況と問題点…………… P39 |
| (1)現況と問題点…………… P21 | (2)その対策…………… P39 |
| (2)その対策…………… P21 | (3)計画…………… P40 |
| (3)計画…………… P21 | (4)公共施設等総合管理計画等との整合… P40 |
| 5 交通施設の整備、交通手段の確保 | 12 再生可能エネルギーの利用の推進 |
| (1)現況と問題点…………… P22 | (1)現況と問題点…………… P41 |
| (2)その対策…………… P23 | (2)その対策…………… P41 |
| (3)計画…………… P24 | (3)計画…………… P41 |
| (4)公共施設等総合管理計画等との整合… P24 | 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |
| 6 生活環境の整備 | (1)現況と問題点…………… P42 |
| (1)現況と問題点…………… P26 | (2)その対策…………… P42 |
| (2)その対策…………… P27 | (3)計画…………… P42 |
| (3)計画…………… P28 | |
| (4)公共施設等総合管理計画等との整合… P28 | |

1 基本的な事項

(1) 川根地区の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件の概要

川根地区は、東海道沿線から約17km北部の位置にあって南北に伸びた形状を成し、標高約140mから1,000mまでの起伏に富む地形により形成される農山村地域である。

川根地区の面積は120.48km²と市の総面積315.70km²の38.1パーセントを占める。地域の87.7パーセントが森林であり、中央を大井川が蛇行し、その支流の中小河川がこれに注ぎ、道路、人家、耕地とも河川に沿って開けており、大小39の集落が点在している。

②歴史的条件の概要

明治22年、町村制施行によってそれまでの榛原郡家山村、同抜里村、同葛籠村を榛原郡下川根村に、志太郡笹間渡村、同身成村、同伊久美村を志太郡伊久身村に、志太郡笹間上村と同笹間下村を志太郡笹間村とし、それぞれ村役場を設けていた。

昭和30年1月1日、町村合併により志太郡伊久身村のうち大字笹間渡及び大字身成の一部を、また同年2月26日、志太郡笹間村を榛原郡下川根村に編入した。さらに同年4月1日に町政を施行し、下川根村を下川根町とし、同日付けで名称変更を行い「川根町」とし、以来53年にわたり町制を敷いてきた。平成20年4月1日には島田市に編入され、島田市の一地域となった。

③社会的条件の概要

川根地区の基幹的な道路は、大井川を挟んで右岸を走る国道473号、左岸を走る（主）島田川根線及び東西を結ぶ（主）藤枝天竜線の3路線で、地域の生活、産業道路として大きな役割を果たしている。

また、JR金谷駅を起点として川根本町千頭駅に至る大井川鐵道は、地域住民の通勤・通学などに利用されているが、近年多発している局地的な豪雨災害による崩土等への対応がたびたび必要となっている。

④経済的条件の概要

川根地区の主要産業は、茶業及び林業である。茶業については、優良な茶園を有しているが、地形的条件等から農用地は狭小で、経営規模は全般的に零細で兼業を余儀なくされており、労働力や担い手の確保などの課題が多くある。また、林業も、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、若年層の林業労働の敬遠など労働力不足が続いており、茶業同様の問題を抱えている。

商業については、地元資本の小規模な個人経営が主体であり、川根町家山地

内の国道沿い及び川根町身成地内の県道沿いに集中している。なお、市外資本の量販店やコンビニエンスストアも出店されている。

工業については、緑茶の加工業や自動車部品製造業等を主とした中小企業が地元の雇用を創出している。

観光業については、大井川鐵道のS Lや川根温泉（ふれあいの泉）及び川根温泉ホテルを中心に観光客が訪れているほか、豊かな自然環境を背景に、パラグライダーパークやキャンプ場の利用などアクティビティ体験への需要が高まっている。

イ 過疎の状況

①人口等の動向

川根地区の人口は、昭和35年の国勢調査人口10,452人をピークに年々減少し、平成27年の国勢調査では4,869人となり、55年間で5,583人減少し、減少率は53.4パーセントである。

地区の集落は、大井川を中心とした4つの河川流域から形成されており、大井川流域では、平坦地が多く家屋も比較的集中し、一部都市的機能を有しているため人口の減少幅は小さいが、他の3つの中小河川流域の集落は、そのほとんどが山間地に散在し、交通問題や医療面など生活上の不便が多く、特に若年層の流出などにより高齢化が進み、年々人口が減少し過疎化が進行している。

②これまでの対策と現在の課題

川根地区は昭和55年度から過疎地域に指定され、関係機関の協力により過疎対策事業が積極的に実施され、市町村道や農林道の整備、防災対策、観光施設整備、宅地造成等の基盤整備を中心に行われてきた。川根町身成地区へ51区画の宅地造成が行われ、平成22年度には役場跡地に子育て世代型住宅1棟18戸が整備された。また、平成10年度には川根温泉（ふれあいの泉）が、平成26年度には川根温泉ホテルがオープンし、年間を通じた入湯客を迎え、地域産業の活性化、雇用の場の創出に一応の成果をみることができた。

令和3年度に新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、川根地区は過疎地域の指定から外れることになったが、道路網をはじめとして、生活環境、産業振興、文化・社会福祉施設等の整備は十分な状況ではなく、これらの社会資本の整備が今後も必要であると同時に、人口の減少に歯止めをかけるための定住促進対策や、地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めていかなければならない。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

川根地区は、農林業を主要産業として発展してきたが、茶業・林業の需要・価格の低迷や従事者の高齢化、担い手不足などにより第一次産業の従事者は年々減少し、代わりに第二次産業の従事者が増加し、平成7年には産業別人口の半数近くを占めるに至った。その後、徐々に第三次産業の従事者が増加し、

平成27年の国勢調査では50.3パーセントと第三次産業を中心とした産業構造に変化している。

中山間地域に位置する川根地区では、大規模な機械化による生産効率化や低コスト化を図る事業展開は難しいことから、品質の向上や高付加価値化によるブランド化の推進、地産地消の取組を進め、担い手の育成と農林業の振興を図り、農地や森林が持つ多面的機能の保全を図っていく。

産業別人口の半数以上を占めるに至った第3次産業については、富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の供用開始等により都市部からのアクセスが改善し、観光業を中心とした雇用やにぎわいの創出による地域の活性化が期待されている。新型コロナウイルス感染症の拡大、仕事や生活のストレスに悩む人の増加といった社会的背景のもと、アウトドア活動への注目が集まっており、川根地区の有する地域資源や自然環境は新しい観光スタイルに対応可能な観光資源として、新たな活用の可能性を探っていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 年齢階層別人口の推移と今後の見通し

平成27年国勢調査による島田市の人口は98,112人、うち川根地区の人口は4,869人で、島田市全体に占める川根地区の人口は、約5.0パーセントと1割に満たない状況である。

川根地区では、昭和35年の国勢調査人口10,452人をピークに人口が減り続けており、特に昭和40年までの5年間における減少率が10.7パーセント(1,118人の減)と高い値を示している。

その後、5年毎の国勢調査では、4パーセント台の人口減少率(年平均60~80人減)で推移してきたが、平成12年には減少率6.8パーセント(478人の減・年平均96人減)、平成17年には減少率7.2パーセント(471人の減・年平均94人減)、平成27年には減少率10.6パーセント(580人の減・年平均116人減)となり、人口の減少率が年々増加していく傾向にある。

平成27年国勢調査による人口は、昭和35年のピーク時と比較して、減少率は53.4パーセント(5,583人の減)となっており、今後も減少傾向で推移するものと推測される。

川根地区の人口を年齢構成別にみると、表1-1(1)のとおり少子高齢化が進行しており、平成27年の国勢調査では、0歳~14歳(年少人口)が8.8パーセント、15歳~64歳(生産年齢人口)が49.2パーセント、65歳以上(高齢者人口)が42.0パーセントとなっている。島田市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」では、川根地区の人口は2060年に1,021人と推計されており、このまま人口減少が進んだ場合、生産活動や地域の活力のみならず、生活そのものを含むコミュニティの維持が難しくなるおそれがある。

また、川根地区の社会増減(転出入・転居)を見ると、平成22年度から令和元年度までの10年間で611人の減少となっており、市内で最も社会増減による人口減少が進んでいる。社会増減の内訳は、市外転出が312人、市内転居が299人で、市外への転出だけでなく、市内他地区への流出も人口減少の原因の一つとなっている。

イ 産業構造及び各産業別の現況と今後の見通し

産業別就業人口比率は、平成27年国勢調査によると、島田市全体では第一次産業が6.5パーセント、第二次産業36.3パーセント、第三次産業が57.2パーセントであり、川根地区では第一次産業が17.5パーセント、第二次産業が32.2パーセント、第三次産業が50.3パーセントとなっており、第一次産業の比率が高い。

川根地区は、昭和35年には就業人口の約半数近く(47.3パーセント)を第一次産業が占めていたが、平成27年においては2割を切るまでに減少している。地域の基幹産業は農林業であるが、需要・価格の低迷等による収益率の低下や従事者の高齢化とともに、安定した収入の確保の難しさなどを原因とした担い手不足に

より、第一次産業における就業人口は今後も減少傾向が続くものと推測される。

第二次産業については、平成2年の46.4パーセントをピークに年々減少が続いている。川根地区では利用可能な平坦地が少なく、今後も大きな企業の進出は見込めないため、就業人口の割合は現状維持か少しずつ減少する状態で推移するものと思われる。

一方、第三次産業については、産業構造の変化や温泉など新たな雇用の場が創出されたことにより、就業人口の割合が年々増加しており、平成27年には50.3パーセントと全体の約半数を占めるに至った。今後も増加傾向で推移すると予測される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

【川根地区】

| 区分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | | 昭和55年 | |
|-----------------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 10,452 | | 9,334 | △10.7 | 8,730 | △6.5 | 8,353 | △4.3 | 7,957 | △4.7 |
| 0歳～14歳 | 3,766 | | 3,028 | △19.6 | 2,378 | △21.5 | 1,958 | △17.7 | 1,683 | △14.0 |
| 15歳～64歳 | 5,951 | | 5,536 | △7.0 | 5,481 | △1.0 | 5,427 | △1.0 | 5,203 | △4.1 |
| うち15歳～29歳(a) | 2,257 | | 1,817 | △19.5 | 1,718 | △5.4 | 1,666 | △3.0 | 1,466 | △12.0 |
| 65歳以上(b) | 735 | | 770 | 4.8 | 871 | 13.1 | 968 | 11.1 | 1,071 | 10.6 |
| (a)/総数 若年者比率 | 21.6% | | 19.5% | — | 19.7% | — | 19.9% | — | 18.4% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 7.0% | | 8.2% | — | 10.0% | — | 11.6% | — | 13.5% | — |

| 区分 | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 平成17年 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 7,616 | △4.3 | 7,291 | △4.3 | 6,979 | △4.3 | 6,501 | △6.8 | 6,030 | △7.2 |
| 0歳～14歳 | 1,518 | △9.8 | 1,339 | △11.8 | 1,189 | △11.2 | 914 | △23.1 | 670 | △26.7 |
| 15歳～64歳 | 4,920 | △5.4 | 4,634 | △5.8 | 4,189 | △9.6 | 3,766 | △10.1 | 3,381 | △10.2 |
| うち15歳～29歳(a) | 1,258 | △14.2 | 1,061 | △15.7 | 931 | △12.3 | 886 | △4.8 | 809 | △8.7 |
| 65歳以上(b) | 1,178 | 10.0 | 1,318 | 11.9 | 1,601 | 21.5 | 1,821 | 13.7 | 1,979 | 8.7 |
| (a)/総数 若年者比率 | 16.5% | — | 14.6% | — | 13.3% | — | 13.6% | — | 13.4% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 15.5% | — | 18.1% | — | 22.9% | — | 28.0% | — | 32.8% | — |

| 区分 | 平成22年 | | 平成27年 | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 5,449 | △9.6 | 4,869 | △10.6 |
| 0歳～14歳 | 490 | △26.9 | 425 | △13.3 |
| 15歳～64歳 | 2,936 | △13.1 | 2,397 | △18.4 |
| うち15歳～29歳(a) | 653 | △19.3 | 455 | △30.3 |
| 65歳以上(b) | 2,023 | 2.2 | 2,046 | 1.1 |
| (a)/総数 若年者比率 | 12.0% | — | 9.3% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 37.1% | — | 42.0% | — |

【島田市(川根地区を含む。)]

| 区分 | 昭和 35 年 | | 昭和 40 年 | | 昭和 45 年 | | 昭和 50 年 | | 昭和 55 年 | |
|-----------------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|--------------|----------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 94,272 | % 0.4 | 人 94,610 | % 0.4 | 人 96,613 | % 2.1 | 人 98,998 | % 2.5 | 人 100,519 | % 1.5 |
| 0歳～14歳 | 30,538 | △13.7 | 26,354 | △13.7 | 24,159 | △8.3 | 24,039 | △0.5 | 23,428 | △2.5 |
| 15歳～64歳 | 57,789 | 6.5 | 61,527 | 6.5 | 64,803 | 5.3 | 66,202 | 2.2 | 66,813 | 0.9 |
| うち15歳～29歳(a) | 24,188 | 2.6 | 24,823 | 2.6 | 25,056 | 0.9 | 23,352 | △6.8 | 20,261 | △13.2 |
| 65歳以上(b) | 5,945 | 13.2 | 6,729 | 13.2 | 7,651 | 13.7 | 8,755 | 14.4 | 10,278 | 17.4 |
| (a)/総数 若年者比率 | 25.7% | — | 26.2% | — | 25.9% | — | 23.6% | — | 20.2% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 6.3% | — | 7.1% | — | 7.9% | — | 8.8% | — | 10.2% | — |

| 区分 | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | | 平成 7 年 | | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | |
|-----------------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 102,086 | % 1.6 | 人 103,149 | % 1.0 | 人 103,490 | % 0.3 | 人 102,585 | % △0.9 | 人 102,108 | % △0.5 |
| 0歳～14歳 | 22,285 | △4.9 | 19,833 | △11.0 | 17,638 | △11.1 | 15,633 | △11.4 | 14,316 | △8.4 |
| 15歳～64歳 | 67,720 | 1.4 | 68,770 | 1.6 | 68,154 | △0.9 | 66,016 | △3.1 | 64,390 | △2.5 |
| うち15歳～29歳(a) | 18,940 | △6.5 | 19,381 | 2.3 | 19,340 | △0.2 | 18,257 | △5.6 | 16,084 | △11.9 |
| 65歳以上(b) | 12,075 | 17.5 | 14,529 | 20.3 | 17,698 | 21.8 | 20,926 | 18.2 | 23,402 | 11.8 |
| (a)/総数 若年者比率 | 18.6% | — | 18.8% | — | 18.7% | — | 17.8% | — | 15.8% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 11.8% | — | 14.1% | — | 17.1% | — | 20.4% | — | 22.9% | — |

| 区分 | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|--------------|-----------|-------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 100,276 | % △1.8 | 人 98,112 | % △2.2 |
| 0歳～14歳 | 13,533 | △5.5 | 12,778 | △5.6 |
| 15歳～64歳 | 60,879 | △5.5 | 56,193 | △7.7 |
| うち15歳～29歳(a) | 14,163 | △11.9 | 12,650 | △10.7 |
| 65歳以上(b) | 25,697 | 9.8 | 28,840 | 12.3 |
| (a)/総数 若年者比率 | 14.1% | — | 13.1% | — |
| (b)/総数 高齢者比率 | 25.6% | — | 29.5% | — |

表1-1(2) 人口の見通し

【川根地区】

(人、%)

| | 推計 | | | (参考) | | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 | 2045年 | 2050年 | 2055年 | 2060年 |
| 総人口 | 4,561 | 3,950 | 3,389 | 2,866 | 2,384 | 1,953 | 1,583 | 1,274 | 1,021 |
| 高齢人口 | 2,049 | 1,960 | 1,788 | 1,576 | 1,373 | 1,152 | 976 | 794 | 648 |
| 生産人口 | 2,167 | 1,688 | 1,386 | 1,102 | 868 | 687 | 513 | 403 | 310 |
| 年少人口 | 346 | 301 | 215 | 189 | 143 | 114 | 94 | 77 | 62 |
| 高齢化比率 (%) | 44.9 | 49.6 | 52.8 | 55.0 | 57.6 | 59.0 | 61.7 | 62.3 | 63.5 |
| 生産年齢比率 (%) | 47.5 | 42.7 | 40.9 | 38.4 | 36.4 | 35.2 | 32.4 | 31.6 | 30.4 |
| 年少比率(%) | 7.6 | 7.6 | 6.3 | 6.6 | 6.0 | 5.8 | 5.9 | 6.1 | 6.1 |

島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン～未来創造～(令和元年度改訂版) より転記

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

合併後の市の一体的な発展と、行政サービスの円滑な提供及び地域住民の利便性の確保に向けて、川根地区内に支所を設置したほか、合併時に引き継いだ川根温泉（ふれあいの泉）、川根文化センター、小中学校などのほか、合併後に新たに設置した子育て世代型住宅、山村都市交流センター、川根温泉ホテルなどを運営している。

合併による行政区域の拡大と行政ニーズの多様化に対処するため、近隣市町と広域行政に取り組んでいる。児童福祉事業については駿遠学園管理組合を組織し広域で処理しているほか、藤枝市に事務を委託し、志太榛原地区救急医療センターにおいて初期救急医療の提供を行ったり、静岡市に常備消防に係る事務を委託し、広域で処理している。また、しずおか中部連携中枢都市圏における連携事業の推進や志太3市の連携による行政サービスの向上、地域の活性化に資する事業の推進に取り組んでいる。

迅速かつ的確な行政サービスを提供するため、組織の柔軟性を確保するとともに、多様な機会を通じて適正な情報公開に努め、透明性の向上と信頼の確保を図り、市民がまちづくりに参加しやすい環境を整備することで、市民との協働体制の確立を目指す。

イ 財政の状況

川根地区においては、過疎対策事業など財源措置のある事業の実施により、道路及び農林道の改良、水道施設の普及などの社会資本整備や生産基盤整備、福祉施設整備、観光振興、産業振興などを図ってきたが、高度経済成長期に整備されたインフラ社会資本が更新の時期を迎え、今後は、維持、修繕、改修費用が増加することが予想される。

市の財政運営については、歳入総額の大幅な増加は見込めない中、少子高齢化の進行に伴う社会保障経費の増加、老朽化する公共施設の修繕、更新費用の増額などが見込まれ、厳しい財政運営が続くことが想定される。多様な収入の確保、公共施設マネジメントの推進、歳出改革の強化に取り組み、財政の健全化を図ることで、より効率的・効果的な行財政運営を行っていく。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|---------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 37,490,564 | 38,258,280 | 41,791,963 |
| 一般財源 | 22,070,228 | 23,000,474 | 23,219,118 |
| 国庫支出金 | 3,983,148 | 4,385,160 | 5,429,223 |
| 都道府県支出金 | 2,361,068 | 2,554,954 | 3,017,052 |
| 地方債 | 5,174,200 | 3,362,700 | 4,547,100 |
| うち過疎対策事業債 | 39,700 | 813,100 | 114,100 |
| その他 | 3,901,920 | 4,964,992 | 5,579,470 |
| 歳出総額 B | 34,877,936 | 36,475,915 | 40,648,503 |
| 義務的経費 | 16,231,687 | 17,420,412 | 17,939,764 |
| 投資的経費 | 4,044,649 | 4,653,539 | 6,388,201 |
| うち普通建設事業 | 3,981,730 | 4,582,514 | 6,272,368 |
| その他 | 14,601,600 | 14,401,964 | 16,320,538 |
| 過疎対策事業費 | 200,599 | 4,647,234 | 593,552 |
| 歳入歳出差引額C(A-B) | 2,612,628 | 1,782,365 | 1,143,460 |
| 翌年度へ繰越すべき財源D | 206,915 | 147,559 | 297,858 |
| 実質収支C-D | 2,405,713 | 1,634,806 | 845,602 |
| 財政力指数 | 0.79 | 0.76 | 0.74 |
| 公債費負担比率 | 14.9 | 16.7 | 17.1 |
| 実質公債費比率 | — | — | 7.0 |
| 起債制限比率 | 11.8 | — | — |
| 経常収支比率 | 85.6 | 88.5 | 92.2 |
| 将来負担比率 | — | — | — |
| 地方債現在高 | 43,920,172 | 42,600,250 | 37,990,145 |

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

【川根地区】

| 区分 | 昭和 55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|--------------------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|
| 市 町 村 道 | | | | | |
| 改 良 率 (%) | 8.6 | 50.3 | 62.3 | 63.8 | 64.3 |
| 舗 装 率 (%) | 26.9 | 96.6 | 98.0 | 96.1 | 97.2 |
| 農 道 | | | | | |
| 延 長 (m) | — | — | — | 28,470 | 31,511 |
| 耕地1ha 当たり農道延長(m) | 28.9 | 46.3 | 50.8 | — | — |
| 林 道 | | | | | |
| 延 長(m) | — | — | — | — | 91,992 |
| 林野1ha 当たり林道延長(m) | 7.4 | 10.5 | 8.0 | — | — |
| 水 道 普 及 率 (%) | 90.0 | 87.0 | 95.0 | 82.6 | 84.2 |
| 水 洗 化 率 (%) | — | 0 | 0 | 87.0 | 89.7 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

平成 22 年度及び令和元年度は、内部調査により算出。

平成 22 年度及び令和元年度の水道普及率については、簡易水道の給水人口を基に算出した。(飲料水供給施設の給水人口を除いた数値)

【島田市(川根地区を含む)】

| 区分 | 昭和 55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|--------------------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|
| 市 町 村 道 | | | | | |
| 改 良 率 (%) | — | — | 32.99 | 37.2 | 39.6 |
| 舗 装 率 (%) | — | — | 71.64 | 73.4 | 74.7 |
| 農 道 | | | | | |
| 延 長 (m) | — | — | — | 120,515 | 125,315 |
| 耕地1ha 当たり農道延長(m) | — | — | 28.32 | — | — |
| 林 道 | | | | | |
| 延 長(m) | — | — | — | 148,341 | 151,076 |
| 林野1ha 当たり林道延長(m) | — | — | 6.27 | — | — |
| 水 道 普 及 率 (%) | — | — | 93.60 | 97.0 | 97.4 |
| 水 洗 化 率 (%) | — | — | 81.5 | 86.4 | 95.4 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | — | — | 7.62 | 5.25 | 6.13 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

川根地区は、「お茶と桜が織りなす四季の自然を体感できるまち」を将来像とし、「豊かな自然と共生しながらゆったりと暮らせるまち」、「茶畑や桜などの四季の自然を体感できるまち」、「温泉や野守の池などの観光資源を活かしたにぎわいのあるまち」を基本方針として、SDGs（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）の考え方を取り入れ、環境と調和したまちづくりを進める。

「豊かな自然と共生しながらゆったりと暮らせるまち」

川根地区は、面積のほとんどを森林が占め、大井川をはじめとした大小の河川が流れる自然豊かな地域である。森林や河川、農地の保全・活用を進め、豊かな自然との共生を図りながら、引き続き地区内の水道や道路施設の整備・維持管理を推進することで、生活環境の向上を図り、住民が安心してゆったりと暮らせるまちづくりを進める。

また、交通弱者の交通手段としてコミュニティバスの運行を行うほか、公共交通機関の利用が困難な者への移動支援サービスや近隣地域と連携した医療サービスの提供など、中山間地域の特性に配慮し、住民の福祉と生活の質の向上を図る。

「茶畑や桜などの四季の自然を体感できるまち」

地区内に数多くある茶畑や桜の名所は、地域のシンボリック存在である。これらの保全・整備に努め、更なる活用の可能性を探ることで、地域の魅力向上及び住民の地域への愛着の醸成を図り、地域内外から広く愛されるまちづくりを進める。

近年高まりつつあるアウトドア需要に対応可能な地域資源として、パラグライダーの振興をはじめとし、豊かな自然環境を活かしたアクティビティ等を充実させることで、四季折々の自然を体感できるまちづくりを目指す。

また、これらの地域の魅力を都市圏に向けて発信・PRするとともに、空き家の活用促進や、快適な居住環境の形成を図ることで、移住・定住へとつなげていく。

「温泉や野守の池などの観光資源を活かしたにぎわいのあるまち」

豊かな自然環境に加え、川根温泉や、野守の池、大井川鐵道のSLなど、都市部にはない独特の観光資源を多く有しており、市内外から多くの観光客が訪れている。引き続きこれらの魅力の情報発信を行いながら、更なる活用を図るとともに、地域内にある各拠点のネットワークの強化を図ることで、にぎわいのあるまちづくりを目指す。

また、既存の観光資源だけでなく、廃校の校舎や空き家などを地域資源として利活用し、地域活力の更なる向上を促す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

計画の達成状況を測るための指標及び目標値を次のとおり設定する。

(1) 人口動態の社会増減

10年後の令和12年に社会増減（転入・転出、市内転居）の均衡を目指し、計画最終年の令和8年における目標値を次のとおりとする。

| | 令和2年 | 令和8年 |
|------------------|------|------|
| 社会増減（転入・転出、市内転居） | △59人 | △24人 |

(2) 「今の場所で住み続けたい」と思う市民の割合

島田市総合計画市民意識調査で「今の場所で住み続けたい」と回答する川根地区の住民の割合を評価指標とし、計画最終年の令和8年度における目標値を次のとおりとする。

| | 平成27年度～令和2年度の平均 | 令和3年度～令和8年度の平均 |
|--------------------|-----------------|----------------|
| 「今の場所で住み続けたい」の回答割合 | 67.1% | 73.0% |

※年度ごとの回答割合の数値にばらつきがあるため、計画期間（6年間）の平均値を評価指標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

目標の達成状況については、年1回事務事業の担当課による評価を行い、市議会へ報告した後、公表する。

(7) 計画期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

島田市公共施設等総合管理計画に定められた公共施設等の管理に関する基本的な考え方は、次のとおり。

(ア) 品質の適正化 ～アンチエイジング～

- ・整備から相当の年数が経過した公共施設等が増加する中で、公共施設等がいつまでも若々しい状態を維持できるよう、「アンチエイジング」に向けた取組を進める。
- ・点検・診断や長寿命化など品質の適正化に関し、施設類型ごとに国その他の関係機関から方針等が示されている場合は、それらを踏まえつつ、適正化を図る。

(イ) 保有量の適正化 ～スリム化～

- ・総人口の減少に伴い公共施設等が過剰な状態となる可能性があることを踏まえ、保有量を削減する「スリム化」の取組を進める。

(ウ) 管理費の適正化 ～低コスト化～

- ・厳しい財政状況が今後も続くことを踏まえ、財政運営上の品質・保有量の見直しと合わせて、管理にかかる費用に着目して「低コスト化」の取組を進める。

(島田市公共施設等総合管理計画から一部の記述を省略して転記)

イ 過疎地域持続的発展計画と公共施設等総合管理計画の整合

川根地区の持続的発展を支援するに当たっては、上記の考え方に基づき同地区の公共施設等の品質、保有量及び管理費の適正化に取り組むことを通して、将来にわたり市の財政の健全な運営の確保を目指しつつ、持続可能な行財政運営を前提とした過疎対策を推進する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住・地域間交流

平成28年から令和2年までの5年間における川根地区の人口動態は、出生死亡による自然増減が377人の減少、転出入・転居による社会増減が295人の減少となっている。社会増減の内訳は、市外転出が131人、市内転居が164人で、市内他地区への流出が人口減少の原因の一つとなっている。

地区内の39集落のうち、平成27年度から平成30年度までの4年間に地区外からの転入があった集落は21集落で、うち高校生以下の子どもがいる世帯の転入があったのは8集落であった。若い世代を地域に呼び込むためには、住居や就業先の確保、子育て・教育、医療、買い物等の生活環境の整備を進めていく必要がある。

川根地区では、陶芸祭、音楽イベント、イルミネーション点灯、蛍鑑賞など市民団体が中心となり地域内外との交流事業を展開している。こうしたイベント等を通じて川根地区への興味・関心を喚起し、移住・定住には至らないまでも、地域に継続的に多様な形で関わる層（関係人口）を増やしていく必要がある。

イ 人材育成

川根地区では、地域の将来を担う子どもの教育に学校と地域が協働して取り組み、総合学習等の時間を利用して川根ラブ・アクションと題した授業を実施している。このほか、地域づくりに自主的、主体的に取り組む人材を育成するため、静岡県コミュニティづくり推進協議会が主催するコミュニティカレッジへの参加を支援するなどしているが、各団体の構成員の減少、高齢化が進んでいることから、後継者の育成に努めていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流

川根地区への移住・定住を促進するため、地域の農家、林業家等の協力を得て、農林業等の職業体験を組み合わせた移住体験ツアーを開催するほか、地域の空き家所有者、不動産事業者等と連携して空き家バンク事業を実施し、移住希望者への物件情報の提供に努める。また、地区内での就業先の選択肢を増やすため、地域の事業者と連携して特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた検討を進める。

三大都市圏等の都市部から地域おこし協力隊を募集し、移住・定住の促進と地域活動の担い手確保を図る。市民団体等のイベント運営への協力や地域協力活動

への従事、それらの活動に関する情報発信を通じて地域の活性化や関係人口の増加に取り組む。

イ 人材育成

住民レベルで地域の課題を見つけて「自分ごと化」できる人材の発掘及び育成を図るため、地域住民が主体となって地域の現状と課題や、地域の将来ビジョンについて話し合うきっかけづくりに取り組んでいく。また、具体的な市民活動の計画づくりやグループでの合意形成の手法を学ぶ場を提供し、自分のアイデアを実際にかたちにする小さな成功体験を通じて、市民が主体的に行動するきっかけづくりを図る。

(3) 計 画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------------------|--------------|--------------|-------------|----|
| 1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成 | (1) 移住・定住 | 特定地域づくり事業 | 島田市 協同組合 | |
| | | 地域おこし協力隊派遣事業 | 島田市 | |

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農林水産省の令和元年市町村別農業産出額（推計）によれば、島田市の茶（生葉）の産出額は25億4,000万円で、市内の農業産出額の約36パーセントを占めており、市町村別の全国順位は4位となっている。

川根地区では農家のほとんどが茶の栽培に携わっており、川根地区の基幹作物となっている。地形条件等を生かした良質茶生産により銘茶の産地が形成されてきたが、効率的経営には適さない厳しい環境条件による収益性悪化や、生産者の高齢化と後継者不足、荒廃茶園の拡大、長期に亘る茶価の低迷等、様々な課題を抱えている。品質や特色を生かして、安定した販路の確保を目指し、農協、企業等と連携して茶業の振興を図っていく必要がある。

イ 林業

川根地区は森林面積が約88パーセントを占め、古くから林業生産活動が行われてきた針葉樹人工林帯、しいたけ等の特用林産物生産のための広葉樹人工林帯、天然広葉樹林帯まで多種多様な森林が存在し、地区内を流れる笹間川や家山川といった大井川へ流れ込む河川の水源林となっている。

地区内の林業経営体は、ほとんどが家族経営体で、比較的小規模な経営体が多数を占めている（2020年農林業センサス）。急傾斜地が多い地形による高い生産コストや木材価格の低迷などにより、林業生産活動が全般にわたって停滞していることから、路網整備、林業事業体の育成、大井川流域産材の需要の拡大といった関連施策を積極的に進めていく必要がある。

ウ 商工業

川根地区の事業所数は、平成26年の291、従業者数1,902人から平成28年には266、従業者数1,645人へと減少している（経済センサス）。小規模企業者がほとんどを占め、川根町家山地区に60パーセント、川根町身成地区に20パーセントの事業所が立地している。事業所数、従業者数が多いのは、①卸売業、小売業、②建設業、③製造業の順となっている。製造業、旅館業等に対する固定資産税の課税免除等税制面での優遇制度を設け、設備投資を支援したり、新規開業に対する補助制度等を設けている。

エ 観光又はレクリエーション

川根地区内には、滞在拠点として川根温泉（ふれあいの泉）、川根温泉ふれあいコテージ、川根温泉ホテルがあり、年間約27万人の入館者、宿泊者が来場する（令和元年度）。大井川鐵道のSLやトーマス号は、全国的にも認知度が高く、年間の乗車人数は約15万人にのぼる。このほか、七曲スカイパーク、川根身成スカイ

パークの2箇所のパラグライダーパークが整備され、市外・県外からも多くの愛好家が訪れるようになってきているが、観光資源としての認知度は高いとは言えないため、積極的な情報発信に努める必要がある。

新東名島田金谷インターチェンジ周辺に整備された賑わい交流拠点KADODE OOIGAWA及びTOURIST INFORMATION「おおいなび」を起点に、観光客に川根地区の観光資源の回遊を促す取組が必要である。

(2) その対策

ア 農 業

茶業経営を安定的に持続するため、経営規模の拡大や生産性の向上、省力化等を行い、茶業経営の合理化を支援する。引き続き良質茶の生産を維持していくことを支援するとともに、中山間地域の特性を生かした新たな茶生産の取組として、有機栽培への転換を図ることで、付加価値のあるお茶の生産を支援する。また、国内外で需要が高まっている抹茶の原料である碾茶生産への取組を支援するとともに、生産した碾茶の販路確保対策を実施する。

農業経営の安定を図る一方策として、通年で安定した収入の確保を目指し、労働競合しない作物との複合経営への取組を推進する。

イ 林 業

水源涵養、土砂流出等の災害の防備、その他の森林の有する公益的機能を維持及び増進させる適正な森林施業の推進を目指すとともに、森林施業を増進できるよう路網整備にも力を入れていく。また、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を進めていくとともに、森林施業の受委託による規模拡大を促進し、施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

ウ 商工業

平成26年から平成28年までの2年間で、製造業では従業者数が513人から369人へと144人減少する一方、宿泊業、飲食サービス業では90人から127人へと37人の増加となった。平坦地が少なく大規模な企業立地は難しい地域であることから、税制優遇措置や補助制度等を活用し、地域に密着し、地域に貢献する小規模企業者を支援するほか、地理的条件の影響を受けにくい情報サービス業等について、サテライトオフィスの設置等の支援を通じて進出を促進し、雇用の場の創出を図る。また、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業協同組合制度の活用に向けた検討を進め、制度を利用する事業者への支援を通じて、移住者の就業先の確保や働き手不足の解消等を目指す。

エ 観光又はレクリエーション

令和2年度に策定した島田市観光戦略プランでは、「初めて来ても懐かしく、何度来ても新しい島田」を将来像に掲げ、川根地区では豊かな自然を活用したアドベンチャーエリアの形成を目指し、地域資源や自然環境を生かし質の高い休暇の提供に向けた活用可能性を考えていくこととしている。

隣接する榛原郡川根本町と協力し、大井川流域ニューツーリズム推進事業に取り組み、大井川鐵道を観光資源の主軸としつつ大井川流域全体の回遊促進を図るほか、野守の池や塩本牛代のエドヒガン等の自然景観、パラグライダーやサイクル ツーリズム、ダム湖でのカヤック体験等のアウトドアアクティビティといった観光資源と、川根温泉ふれあいコテージ、山村都市交流センター、農家民宿等の滞在拠点を組み合わせ、地域内の滞在と回遊を促す取組を進める。また、大井川鐵道家山駅周辺において、賑わい交流拠点と川根温泉周辺エリアを繋ぐ観光案内施設の整備に向けた検討を進める。

(3) 計 画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------------|----------------|--------------------|----|
| 2 産業の振興 | (9) 観光又はレクリエーション | 家山駅前整備事業 | 島田市 | |
| | | 笹間農村公園管理事業 | 島田市 | |
| | | 農林家民宿開業事業費補助事業 | 島田市 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 川根温泉メタンガス利活用事業 | 島田市 | |
| | (11) その他 | 中山間地域等直接支払事業 | 協定参加 集落 | |
| | | 森林環境整備促進事業 | 林業経営 体等・ 島田市 | |
| | | 森林施業補助事業 | 林業経営 体等 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業 | 活動参加 団体 | |

(4) 産業振興促進事項

産業の振興にあたっては、中部連携中枢都市圏などをはじめとした周辺市町村との連携に努めるとともに、農業、林業、商工業、観光業等の産業の分野を横断した総合的な視点に立って取り組む。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業 種 | 計画期間 | 備 考 |
|----------|--------------------------------|-------------------------|-----|
| 川根町全域 | 製造業、情報サービス業等、農 林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～令和9年 3月 31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

| | |
|--------------------------------|--|
| 施 設 名 称 | 川根温泉 ふれあいの泉・コテージ |
| 基 本 的 な 方 針 | 定量的評価による方向性の分類は現状維持です。適切な維持管理、計画的な修繕・改修等により施設の長寿命化を図ります。 |
| ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | 今後、第2号源泉井戸の掘削検討を進める中で、道の駅(外売店・トイレ)と合わせた一体的な全面リニューアルも考慮する必要があります。 |
| 整 合 性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 施 設 名 称 | 川根温泉ホテル |
| 基 本 的 な 方 針 | 定量的評価による方向性の分類は現状維持です。適切な維持管理、計画的な修繕・改修等により施設の長寿命化を図ります。 |
| ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | |
| 整 合 性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

川根地区では、平成29年度から平成30年度にかけて超高速ブロードバンドの整備を行う民間通信事業者を支援し、光ファイバ網を整備した。平成30年度末における世帯カバー率は、おおむね100パーセントとなった。令和元年度には島田市デジタル変革宣言を行い、「市民サービス」「行政経営」「地域・産業」の3分野において、デジタル変革（トランスフォーメーション）に取り組んでいる。

現在、コミュニティFM（超短波）放送送信のための中継局は市内に6箇所あるが、伝達手段の多様化と維持管理費圧縮の必要性に伴い、中継局の適正化を図っている。

(2) その対策

地域、産業の活性化に向けた情報通信技術の導入、活用、人材育成に関する調査、研究を進める。市民向けの情報発信手段として、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）のLINEを活用したプッシュ型の情報発信に取り組むとともに、電子申請サービスによるオンライン手続の対象を拡大し、行政手続における市民の利便性の向上に努める。情報通信機器の利用に慣れていない住民がデジタル活用の利便性を享受することができるよう、スマートフォンの利用講座等を実施する。

川根地区の超高速ブロードバンド世帯カバー率がおおむね100パーセントとなったことから、インターネットを利用したサイマル放送（同じ時間帯に同じFM番組をインターネットで配信する放送）の啓発・普及を更に進める。難聴地域対策として、FM放送中継局の維持管理のサポートを行う。

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|-------------|----------|----|
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 超短波放送難聴対策事業 | 島田市 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

① 国道及び県道

川根地区の国・県道5路線のうち、南北を結ぶ大井川右岸側の国道473号及び左岸側の（主）島田川根線と東西を結ぶ（主）藤枝天竜線の3路線が基幹的な道路である。島田地区や金谷地区等への交通手段は、自家用車が主であり、通勤車両が多くを占めている。また、新東名高速道路島田金谷インターチェンジから川根温泉や奥大井への観光を目的とする車両が増加している。

このような状況の中、安全で快適な走行を確保するための道路整備が計画的に進められているが、国道473号と（主）藤枝天竜線については、狭あい箇所等の整備箇所が残っているため、整備促進について、引き続き関係機関へ要望していく必要がある。

② 市道

集落と国・県道を結ぶ地域内の市道は、地域住民の生活道路として重要な役割を担う一方、川根地区は桜トンネル、大井川鐵道、野守の池、川根温泉（ふれあいの泉）及び川根温泉ホテルなど多くの観光資源を有することから、大型観光バス等を利用した観光客の通行にも利用されている。

川根地区の市道は、幅員が狭い路線が多く、すれ違いに苦慮するばかりでなく、舗装や側溝の損傷が著しい路線が多い。道路交通の安全性、快適性及び利便性確保のため、引き続き計画的に整備を進めていく必要がある。

イ 農林道

県営社会環境基盤重点林道整備事業を活用し、林道1路線の開設工事を実施している。また、既設の林道施設の長寿命化対策として、橋梁の点検・診断を5年ごとに実施している。未舗装林道では、雨水等により深い轍掘れが発生し、車両の通行に支障が生じている。

農林道は、農業及び林業経営の改善や低コスト化を図る上で大変重要であるとともに、地域住民の生活道路としての機能も有することから、今後も開設・改良・舗装を計画的に進めていく必要がある。

ウ 交通

大井川鐵道の大井川本線が運行し、観光や自家用車等の移動手段を持たない住民の通学・通院などの交通手段として利用されている。地区内4駅（大和田、家山、抜里、川根温泉笹間渡）の乗降客数は、平成27年度の157,792人から令和元年度には127,048人へと減少している。（静岡県統計年鑑 鉄道・運輸状況）

また、地区内では島田市自主運行バス1路線（川根温泉線）、道路運送法に基づく交通空白輸送（笹間渡笹間線及び住民混乗バス4路線）と福祉輸送（移動支援サービス事業）を実施しているが、バス運行は頻度が少なく、福祉輸送は対象者が限定されており、生活の足として十分ではないため、住民の移動手段の確保に向けて地域や関係機関と協議を重ねていく必要がある。

（２） その対策

ア 道 路

①国道及び県道

幹線道路の整備は、通勤圏の拡大など住民の利便性の向上に大きく貢献し、また、地域経済の活性化や観光の振興、都市部と川根地区の地域間交流を促進するため、着実な整備が必要である。賑わい交流拠点KADODE OOIGAWAを起点とした奥大井方面への観光交流の増加を川根地区の活性化に繋げていくため、国道473号及び（主）藤枝天竜線の整備促進について、引き続き関係機関へ要望していく。

②市 道

市道は各自治会の要望を基に、通行の安全に支障が生じるおそれのある路線を中心に拡幅整備、法面对策、舗装や道路付属物の修繕、危険箇所の改善などを計画的に実施し、安心して住み続けられる地域づくりを促進する。

イ 農林道

農作業及び林業の生産及び効率性の向上と周辺住民の生活の利便性向上を図るため改良整備を計画的に推進する。

林道については、島田市林道整備計画に基づき、森林施業を低コストで効率的に行えるよう路網整備に努める。未舗装林道の舗装工事、法面保全等を実施し、維持管理費の削減、生活道路としての通行の安全確保、林業生産の向上を図る。

ウ 交 通

バス運行に係る経費が増大する中で、現行の運行形態を維持することは難しくなっている。今後は、基幹となる路線をバス運送が担い、自宅から停留所までを地域主体の自主運行等で構成していくことが求められる。地域主体の自主運行や自家用車を活用したデマンドバスの運行について、地域と一緒に検討を進めていく。

地域から要望のある移動支援サービスの移動範囲の拡大については、タクシー事業者等の経営への影響等も考慮しつつ、民間事業者、国土交通省中部運輸局等の関係機関との協議を進めていく。

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|----------------|-------------|----------|-----|
| 4 交通施設 の整備、交 通手段の 確保 | (1) 市町村道 道路 | 石上日掛線(舗装) | 島田市 | |
| | | 石上日掛線(改良) | 島田市 | |
| | | 石上日掛線法面对策事業 | 島田市 | |
| | | 一色線(改良) | 島田市 | |
| | | 渡島久奈平線(改良) | 島田市 | |
| | | 雲見線(改良) | 島田市 | |
| | | 西向島線(改良) | 島田市 | |
| | | 抜里循環線(改良) | 島田市 | |
| | (3) 林道 | 県営林道事業負担金 | 静岡県 | 負担金 |
| | | 大平三並線(改良) | 島田市 | |
| | | 湯島線(改良) | 島田市 | |
| | | 日掛線(改良) | 島田市 | |
| | | 葛籠線(舗装) | 島田市 | |
| | | 八高山線(舗装) | 島田市 | |
| | 林道橋りょう長寿命化事業 | 島田市 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(島田市公共施設等総合管理計画から一部の記述を省略して転記)

①保全 ～「アンチエイジング」と「低コスト化」に向けて～

i) 台帳の整備

品質・保有量の詳しい状況が明らかとなっていないものについて、実地調査を通して詳細の把握に努めます。実地調査によって得られたデータは台帳として整備し、一元的に管理します。

台帳の整備にあたっては、公共建築物などと同様に、固定資産台帳の整備のために用いたデータを活用します。

ii) 保全サイクルの構築

保全サイクルを構築し、これに従って計画的に修繕・更新を実施します。

保全サイクルの構築にあたっては、予防保全の考え方に基づき、性能面の劣化が著しくなる前に修繕が実施されるよう計画することを通して、トータルコストの縮減に努めます。

また、同じ場所を繰り返し補修することのないよう、利用状況の変化を踏まえつつ維持管理のあり方を見直すことを通して、効率化を図ります。

各インフラの点検手法や健全度等に関する指標が国その他の関係機関から示されている場合は、それらに基づいて今後の劣化の進行を予測し、費用対効果を踏まえつつ、修繕・更新を実施します。

②再編 ～「スリム化」と「低コスト化」に向けて～

i) ネットワークの簡素化に向けた検討

上水道施設の管きょについては、一部で管路が重複していることから、保全の取組の一環でこれらを整理して、ネットワークの簡素化が可能かどうかを検討します。

ii) 分散化の検討

例えば公共下水道と同等の機能を各家庭に設置されている合併処理浄化槽が担っているように、機能を分散させて処理する方式に転換することなどを通して、ネットワーク化されたインフラによることなく目的を達成することが可能かどうかを検討します。

イ 基本的な方針との整合性

上記方針に基づき適切な維持管理に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道、下水道処理

川根地区では市営の簡易水道が4施設あったが、令和2年4月1日に簡易水道事業を廃止して上水道事業に統合した。このほか、小規模な集落を中心に飲料水供給施設が25施設あり、水道普及率は84.2パーセント（飲料水供給施設を含めた普及率は約95パーセント）である。水道施設・飲料水供給施設の多くは、施設の老朽化が進んでいるため、水道施設の更新や耐震化に努めていく必要がある。

生活雑排水については、合併処理浄化槽の普及率が約58パーセント（令和元年度末時点）で、設置されていない住宅では道路側溝等を利用して周辺の河川等に排水しており、衛生上好ましくない状況の改善に向けて取り組んでいく必要がある。

イ 廃棄物処理

廃棄物の処理については、燃えるごみは田代環境プラザ（伊太）にてガス化溶解処理を行い、資源ごみは資源類中間処理施設（阿知ヶ谷）で選別保管した後、委託事業者が再資源化を行っている。

し尿については、平成30年3月31日に川根地区広域施設組合が解散し、以後はクリーンセンター（金谷東二丁目）で処理している。

ウ 消防防災

① 消防

平成28年4月1日に静岡地域（静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）の消防救急を広域化して4つの消防本部が静岡市消防局に統合され、消防に関する事務は静岡市に委託して実施している。

消防団については、島田市消防団第13分団から第16分団までの4分団が置かれている。令和元年度に第16分団1部の消防ポンプ車1台を更新した。青年層の減少や近隣市町への通勤者の増加等によって、特に昼間の団員減少が大きな課題であり、消防団組織の充実・強化とともに資機材整備により消防団機能の強化を図る必要がある。

② 土砂災害対策

川根地区は、急峻な山地やがけ地が多くあり、大雨等により土砂災害が発生すると、人家等への被害や道路の寸断により集落が孤立する危険性があり、土砂災害対策施設の整備が求められている。笹間地区では、災害時の倒木による停電や道路阻絶を防止するため、電力事業者、地元自治会、市が協力し、令和元年度に樹木の事前伐採作業を実施した。

(2) その対策

ア 水道、下水道処理

安全な飲料水の確保と安定供給を図るため、老朽化した水道施設の整備を計画的に行う。経年による老朽化が著しい区間については、水の濁りや漏水等の発生もあることから、配水管の布設替を優先的に進める。

上水道の未普及地域において、地元が管理する水道施設の老朽化対策を進める。また、豪雨による原水の濁りや、渇水時の取水量の減少が発生し、給水の安定供給が確保できていない地区においては、ろ過機の整備や水源の改修等を実施する。

下水道処理施設等については、快適な生活環境づくりのため、生活雑排水も同時に処理できる合併処理浄化槽の普及促進に努める。

イ 廃棄物処理

令和2年3月策定の「島田市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の発生抑制や再資源化を進めるとともに、再利用できない廃棄物を適正に処理することで、循環型社会の構築を推進していく。

間伐材を活用して作成した容器に入れた黒土に含まれる微生物により、生ごみ自体を消滅させる「キエーロ」の無料貸出や生ごみ処理容器等の購入に対する補助制度により、ごみ減量化を推進していく。

し尿処理については、合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、汲み取ったし尿や浄化槽汚泥は、引き続きクリーンセンターで処理していく。

ウ 消防防災

① 消防

常備消防については、静岡市消防局島田消防署川根南出張所に配置された川根南消防隊、川根南救急隊を中心に地域の消防救急に対応していく。山間地における救助、救急活動や山林火災等への消防ヘリコプターの活用など、中山間地域の地理的条件に応じた資機材を活用し、迅速な活動に繋げていく。

消防団については、団員の確保に努め、組織の充実・強化を図るとともに、資機材の整備・更新により機能の強化に努める。また、自主防災組織との連携の向上に取り組み、自主防災体制の充実強化を図る。

② 土砂災害対策

地区内で土砂の崩壊が危惧される箇所について、地区の要望を踏まえ急傾斜地崩壊防止事業を推進する。また、災害時の倒木による停電や道路阻絶を防止するため、事業者、地域と協力して計画的に事前伐採を実施する。

(3) 計 画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|----------------|----------|-----|
| 5 生活環境 の整備 | (1) 水道施設 上水道 | 水道施設(ろ過機等)整備事業 | 島田市 | |
| | | 老朽管更新事業 | 島田市 | |
| | | 飲料水供給施設整備事業 | 島田市 | |
| | | 飲料水供給施設等維持費補助金 | 島田市 | 補助金 |
| | (2) 下水処理 施設 その他 | 合併処理浄化槽設置事業 | 島田市 | 補助金 |
| | (5) 消防施設 | (消防団)消防車両更新事業 | 島田市 | |
| | (8) その他 | 急傾斜地崩壊対策事業費負担金 | 静岡県 | 負担金 |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

ア 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

「5 交通施設の整備、交通手段の確保」の「(4) 公共施設等総合管理計画等の整合」に記述のとおり。

イ 基本的な方針との整合性

上記方針に基づき適切な維持管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子ども・子育て支援

令和2年度末で川根地区の年少人口（0歳～14歳）は313人で、うち就学前児童数（0歳～5歳）は70人である。川根地区唯一の保育所である「かわね保育園」は、平成29年に民営化、令和2年に認定こども園化し、平成31年度には入園児数が100人を割り、その後も減少傾向が続いている。

令和元年5月に子ども・子育て支援法が改正され、同年10月から教育・保育施設の利用料の一部が無償化された。子ども・子育て支援法では、子育てにおける地域の役割が欠かせないことが明記されており、子育てに関する不安や悩みを抱え込む家庭に対するきめ細かな支援を実施していくためにも、地域全体で子どもを見守り育てていく施策が必要となる。

イ 高齢者の介護・保健福祉

川根地区の高齢化率は令和2年度末で46.8パーセント、後期高齢化率は26.9パーセントと市内で最も高くなっている。

高齢者がサービスや社会資源を適切に利用できるよう、川根中学校区地域包括支援センターが高齢者の多様な相談を受け、心身の健康の保持及び生活の安定を支援している。また、高齢者の在宅での自立した生活を支援するため、移動支援サービスを提供しているほか、高齢者の心身の健康増進等を目的に「川根老人憩いの家」の管理運営を行うとともに、川根地区における介護予防の拠点として「ふれあい健康プラザ」を設置し、おでかけデイサービスや介護予防事業等を実施している。さらに、川根デイサービスセンターを拠点とした通所介護サービス、訪問介護サービスを提供している。

急速に進行する川根地区の高齢化に対応するため、今後も引き続き高齢者福祉サービスの提供体制を強化する必要がある。

ウ 障害のある人への支援

地域共生社会を形成し、地域で障害のある人を支援するとともに、個々の状況を把握・配慮したうえで様々な社会資源・支援サービスなどに適切につなぐことで、地域で自立した生活を送ることができるようになることを目標に、川根地区では「ワークセンターふれあい」や島田市社会福祉協議会のサービスを中心に障害のある人の自立を支援している。

また、市内の障害者手帳所持者を対象にしたアンケート調査によると、「災害時等の緊急時の対応」及び「雇用と就労の充実」の2項目に対して、優先度は高いものの満足度が低くなっていることから、優先的に推進する必要がある。

(2) その対策

ア 子ども・子育て支援

川根児童館やかわね保育園等において多世代間の交流を促進する事業を実施し、様々な年代の人による子育て支援活動を促進して、地域で子どもを育てる機運の醸成を図る。

かわね保育園では一時預かり事業を実施するほか、園内にある地域子育て支援センターで、子育て相談を実施し、子育て世帯の負担・不安の軽減を図るとともに、保健師との連携を強化し、子育て世帯が孤立することのないよう支援を行っていく。また、川根地区センター内の放課後児童クラブでは、川根小学校児童に放課後の生活の場と適切な遊びを提供し、子どもの健全な育成を図っていく。

イ 高齢者の介護・保健福祉

生涯を通じて誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまちの実現を目指して策定する「高齢者保健福祉計画」に沿って、高齢者の医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援を日常生活において切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の更なる推進を目指す。

移動支援サービスなど中山間地域の特性に応じたサービスの提供により、在宅での自立した生活を支援するとともに、しまトレ（高齢者の介護予防を推進するための体操）を推進することで社会参加を促し、高齢者の健康増進及び介護予防を推進していく。

また、川根中学校区地域包括支援センターの体制を強化することで、認知症への対応や医療と介護の連携を推進するとともに、介護予防・生活支援サービスの提供のための基盤整備を進めていく。

ウ 障害のある人への支援

川根地区では、引き続き「ワークセンターふれあい」や島田市社会福祉協議会のサービスを中心に障害のある人の自立を支援していく。

また、災害時等の緊急時の対応や雇用と就労の充実等、課題の残る施策について、島田市全体として、障害者計画に沿って優先的に事業を推進していく。

(3) 計 画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---|--|--------------------|----------|----|
| 6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進 | (3) 高齢者福 祉施設 老人福祉セン ター | 介護予防拠点施設改修事業 | 島田市 | |
| | (8) 過疎地域 持続的発展特 別事業 高齢者・障害 者福祉 | 移動支援サービス事業 | 島田市 | |
| | (9) その他 | 障害福祉サービス等利用通所交通費助成 | 島田市 | |
| | | 旧川根町透析治療通院交通費助成 | 島田市 | |
| | | 地域包括支援センター運営事業 | 島田市 | |
| | | 高齢者等配食サービス | 島田市 | |
| しまトレ推進事業 | 島田市 | | | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

| | |
|--|--|
| 施設名称 | 川根老人憩いの家 |
| 基本的な方針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | <p>定量的な評価による方向性の分類は施設利用方針の検討です。</p> <p>平成10年に耐用年数到来しており、利用状況の評価が低いため、地区内において機能が類似する施設への集約など定性的評価を加え今後の施設利用方針の検討が必要です。</p> <p>劣化状況調査の結果、一定の経年劣化は見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続使用していくこととします。</p> |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|--|---|
| 施設名称 | ふれあい健康プラザ |
| 基本的な方針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | <p>定量的な評価による方向性の分類は施設利用方針の検討です。利用状況、経費状況の評価が低いため、今後は同地区に配置されている類似施設との集約を含めた施設利用方針の検討が必要です。</p> <p>個別施設計画の第1期期間中の令和6年に耐用年数が到来します。当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続使用していくこととします。</p> |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|---|--|
| 施 設 名 称 | 川根デイサービスセンター |
| 基 本 的 な 方 針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | 定量的評価による方向性の分類は現状維持です。 適切な維持管理、計画的な修繕・改修等により施設の長寿命化を図ります。 |
| 整 合 性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|---|--|
| 施 設 名 称 | 川根児童館 |
| 基 本 的 な 方 針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | 定量的評価による方向性は施設利用方針の検討です。利用状況の評価が低いため、配置バランス等を考慮しながら施設の利用方針を検討していきます。 |
| 整 合 性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

川根地区の診療施設は、一般診療所が2箇所、歯科診療所が2箇所である。夜間診療及び休日診療については地区内の限られた診療所だけで時間外当番医制をとることが困難であるため、榛原医師会と連携し、休日診療のみ金谷地区、川根本町の3地区内で当番医制による診療を実施している。また、志太・榛原地域救急医療センターにおける第1次救急医療体制も確保している。

入院が必要な場合や、眼科、整形外科等の診療科の受診は、地区外の医療機関を受診している。医師の高齢化、後継者確保対策や、地区外の医療機関を受診する際の交通手段の確保等の課題に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

地区内の診療所と地域医療支援病院等との役割分担や相互協力、地域連携クリティカルパス等の運用により、包括的な地域医療体制の確立に努める。

40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査の実施により、生活習慣病とその予備群を早期に発見し、特定保健指導によりその予防と改善を進める。また、静岡県後期高齢者医療広域連合から委託を受け後期高齢者対象の健康診査を行い、フレイル（健康と要介護の狭間にある状態）を早期に発見して介護予防に繋げ、健康寿命を延伸することで生活の質を維持していくことを目指す。

(3) 計画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---------------|----------|----|
| 7 医療の確保 | (4) その他 | 特定健診・特定保健指導事業 | 島田市 | |
| | | 後期高齢者健康診査事業 | 島田市 | |

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育関連

川根地区には、小学校、中学校が各1校で、令和3年5月における小学校児童数は166人、中学校生徒数は68人の合計234人であり、少子化や人口減少により年々児童生徒数は減少傾向にある。令和2年度には、GIGAスクール構想実現事業により、児童・生徒1人に1台ずつ情報機器を配備した。

川根小学校は、島田市過疎地域自立促進計画（平成22年度策定）に基づき、学校施設と市立川根図書館を複合化する改築事業を実施し、平成27年度に校舎及び図書館の全面改築工事が完了し、平成30年度にプールの改修工事が完了した。川根中学校については、平成2年に建築し30年が経過していることから、施設をできる限り長く使うため、計画的に適切な維持管理を行っていく必要がある。

イ 集会施設、体育施設等

① 集会施設

地区内には27の公会堂、集会所等の集会施設があり、各地区で管理運営されているが、いずれの施設も老朽化が進んでおり、うち19施設で建築後30年が経過している。平成30年4月には、指定管理者による管理を行っていた川根地域交流センター及び川根地区多目的集会施設7施設について、地域の集会施設として管理してもらうため、地元町内会に無償譲渡した。人口減少が進む中、集会施設の維持に関する地元の負担感は大きくなってきており、今後大規模な修繕等が必要となった場合、地元町内会での対応が困難なケースが出てくることから予想されるため、施設の存廃等について地域が主体となって検討を進めていく必要がある。

② 体育施設

体育施設として、川根野球場、川根体育館、家山ふれあいスポーツ広場などがあり、川根小学校のグラウンド及び体育館（屋内運動場）も一般に開放され、各種スポーツ活動に活用されている。令和元年度は、川根野球場は1,151人、川根体育館は3,000人の利用があった。

③ 図書館及び社会教育施設

川根図書館は、川根小学校校舎等改築事業に伴い学校図書館と併設し、「学校と地域をつなぐ図書館」として整備された。令和元年度には延べ1万1,497人、3万2,009点の資料貸出が行われた。

社会教育施設は、川根地区センターと山村都市交流センターが地区内にあり、生涯学習活動に利活用されている。川根地区センターは、地域文化の交流

拠点として利用され、令和元年度には1,157件、1万9,962人の利用があった。山村都市交流センターは、平成22年度から「企業組合くれば」が指定管理者として管理運営を行っており、令和元年度には562件、3,146人の宿泊、602件、1万8,433人の施設利用があった。川根地区センターは建築後37年、山村都市交流センターは建築後54年が経過していることから、老朽化による維持管理経費の増加や利用者の利便性の低下等の課題に取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育関連

川根小学校では、ふるさとを愛し、ふるさとに学び、自らのびてゆく子を育てることを学校理念とし、地域のことを学習する川根ラブ・アクションを総合学習等の時間を利用し、地域住民の協力を得て実施する。

川根中学校では、静岡県立川根高等学校との川根地区連携型中高一貫教育に引き続き取り組むほか、地域の伝統芸能の伝承活動など和文化教育の充実にも取り組む。平成29年度に実施した劣化度調査により、屋根、外壁の部分的な改修の必要性の指摘を受けたことから、施設の長寿命化を図るため改修工事を実施する。

また、遠隔地に居住する児童、生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行する。こうした取組を通じて、中山間地域の学校の特徴や魅力づくりに努める。このほか、学校現場で教員を支えるICT支援員等を活用して教育のICT化に努め、児童、生徒が学習をより効率的に進めることができるよう支援する。

イ 集会施設、体育施設等

① 集会施設

施設の修繕等に対する補助制度を引き続き実施する。今後、大規模な修繕や建替えが必要となった場合、補助制度等を活用したとしても町内会の財政的な負担はかなり大きくなることが予想される。施設の廃止、統合等について地域が主体的に検討することを促していく。

② 体育施設

体育施設の適切な維持管理に努め、「市民ひとり1スポーツ」を目標に、体育施設を活用してスポーツ教室等を開催する。また、家庭でもランポウオークなどに取り組むことができるよう動画配信をしたり、自治会等にスポーツ推進委員を講師として派遣することで、市民誰もが手軽に楽しめる生涯スポーツの普及・促進を図る。

③ 図書館及び社会教育施設

川根図書館は、「学校と地域をつなぐ図書館」として学校、地域との連携に引

き続き取り組むとともに、生活や学習に役立つ資料収集に努める。

市内の公共施設のあり方を見直す中で、川根地区センターは引き続き社会教育施設として使用していくこととされた。利用者の利便性の向上を図るため、施設の修繕を実施していく。

山村都市交流センターについても、引き続き都市と山村との交流施設、笹間地区の地域活性化の拠点施設としての役割を果たしていく。体育館の雨漏りなど施設の老朽化により利便性の低下、利用に支障をきたすおそれがあるため、今後、継続した施設のメンテナンスを行っていく必要がある。

(3) 計 画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 | |
|---------------|---------------------------|-------------------|------------------------|-----|--|
| 8 教育の振 興 | (1) 学校教育関 連施設 校舎 | 川根中学校校舎屋根等改修事業 | 島田市 | | |
| | スクールバス・ ポート | スクールバス運行事業 | 島田市 | | |
| | (3) 集会施設、 体育施設等 公民館 | 川根地区センター施設改修等事業 | 島田市 | | |
| | | 体育施設 | 家山ふれあいスポーツ広場テニスコート改修事業 | 島田市 | |
| | | その他 | 島田市山村都市交流センター施設修繕事業 | 島田市 | |
| | (4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 | 島田市山村都市交流センター運営事業 | 島田市 | | |
| | | 川根図書館運営事業 | 島田市 | | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

| | |
|----------------------------|---|
| 施設名称 | 川根小学校 |
| 改修方針 | 【校舎】 |
| ※島田市学校施設 長寿命化計画か ら転記 | 大規模改修を実施後、40年以内に長寿命化改修を実施 【体育館】 大規模改修を実施後、40年以内に長寿命化改修を実施 |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|------------------------------------|-------------------------|
| 施設名称 | 川根中学校 |
| 改修方針 ※島田市学校施設 長寿命化計画か ら転記 | 【校舎】 20年以内に長寿命化改修を実施 |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|--|--|
| 施設名称 | 川根体育館 |
| 基本的な方針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | 定量的な評価による方向性は施設利用方針の検討です。 川根中学校屋内運動場としても使用されている複合施設です。長寿命化の計画は学校施設の方針に従うものとします。 |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|--|--|
| 施設名称 | 川根図書館 |
| 基本的な方針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | 定量的評価による方向性の分類は現状維持です。 川根小学校と同じ建物内にある複合施設です。 修繕・改修計画は学校施設の方針に従うものとします。 |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|--|--|
| 施設名称 | 川根地区センター |
| 基本的な方針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | 定量的評価による方向性の分類は現状維持です。 適切な維持管理、計画的な修繕・改修等により施設の長寿命化を図ります。 |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

| | |
|--|--|
| 施設名称 | 山村都市交流センターささま |
| 基本的な方針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | 定量的な評価による方向性は施設利用方針の検討です。 平成24年に耐用年数が到来しました。現在は指定管理者制度により施設の管理・運営が行われています。行政サービスの必要性や施設の特異性を考慮し今後の施設利用方針の検討が必要です。 |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

川根地区の39集落のうち人口100人未満の小規模な集落が29（全体の74パーセント）あり、高齢化率が50パーセントを超える集落が23（全体の59パーセント）ある。このうち人口が50人未満かつ高齢化率50パーセント超の集落は15あり、これらの集落では地域活動の担い手不足により地域コミュニティの維持が年々困難になりつつある。平成28年から令和2年までの5年間の社会増減（転入者数と転出者数の差引）は295人の転出超過で、うち市内他地区への転居が55パーセント（164人）を占めている。

人口の減少に伴い空き家が増加している。適切に管理されていない空き家は、周辺の住環境や防犯に悪影響を及ぼすおそれがあるが、物件の修繕が必要であったり、家財の整理が進まない等の理由で活用が進んでいないため、引き続き空き家の利活用や適正管理を所有者等に呼びかけていく必要がある。

(2) その対策

地域における暮らしを持続可能なものとするため、基幹集落を中心として複数集落をネットワーク化し、集落機能を相互に補完しあう「集落ネットワーク圏の形成」に向けて、地域運営組織の体制整備に向けた協議を続けていくとともに、基幹集落における生活利便施設の整備に取り組む。

地域活動の担い手として、地域おこし協力隊等の外部人材の活用を引き続き進めるほか、市内の他地区へ転居した川根地区出身者や都市部住民が川根地区の地域活動に関わることができる仕組みづくりをNPO等の市民活動団体と協力して模索していく。

移住希望者等の受け皿として、空き家バンク制度を活用して空き家の利活用を進めつつ、管理がされていない空き家の所有者に対して、適正管理に向けた助言・指導を行い、良好な住環境の維持に努める。

(3) 計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------|--------------|----------|----------|-----|
| 9 集落の整備 | (3) その他 | 空き家バンク事業 | 島田市 | |
| | | 空き家改修等事業 | 島田市 | 補助金 |
| | | 地籍調査事業 | 島田市 | |

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

島田市川根文化センターチャリム21において、市と各文化団体等が協働して文化事業を開催し、市民文化力の向上や人材育成に取り組んでいる。川根文化センターでは指定管理者が文化事業を開催しているが、令和2年度はコロナ禍の影響で大幅な開催回数の減少となった。

笹間地区では、「笹間神楽」が保存会により受け継がれているものの後継者不足が課題となり、昭和52年から地元の中学校生徒による継承活動が行われている。同地区では、陶芸による地域活性化を目的とした住民有志の実行委員会が隔年で国際陶芸祭を開催しているほか、芸術家等が地域に長期滞在し、又は定住して活動を行う「アーティスト・イン・レジデンス」を通じた地域の魅力発信に取り組んでいる。

地区内には、市から文化財の指定を受けている塩本牛代のエドヒガン、寿永の桜のように地域のシンボルとなっている桜のほか、桜トンネル、天王山公園など地域住民や多くの観光客に親しまれる桜の名所が存在しているが、植栽の中心を占めるソメイヨシノの樹勢が衰える時期に差し掛かっていることから、維持管理や若木への更新を進めていく必要がある。

(2) その対策

川根文化センターでは、低廉で良質な文化芸術を提供する自主文化事業の開催に努め、地区住民が文化芸術に触れる機会を提供し、鑑賞、参加、交流等を通して住民の文化芸術に対する関心を高め、身近なものとして感じられるよう事業を実施する。

新たな地域文化の創造や市内外の交流を促進するため、笹間地区における国際陶芸祭の開催を支援していく。また、アーティスト・イン・レジデンスの取組を支援することにより、地域に滞在する芸術家等を通じて地域の魅力（自然環境、生活様式、伝統芸能等）を広く発信するとともに、市民が身近に文化芸術に触れる環境を整え、郷土への愛着や誇りの形成を図る。

桜の維持管理に取り組んでいる市民団体等と連携し、桜の樹勢や管理状況等を現況調査し、管理体制、植栽計画等を定めた桜のまちづくりに係る事業計画を市民団体と市が協働して策定し、実行していく。

(3) 計 画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | |
|-----------------|-----------------------------------|-------------------|-------------|--|
| 10 地域文化 の振興等 | (1) 地域文化 振興施設等 地域文化振 興施設 | 島田市川根文化センター施設修繕事業 | 島田市 | |
| | (2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 | 島田市川根文化センター運営事業 | 島田市 | |
| | (3) その他 | アートによる地域づくり推進事業 | 島田市 市民団体 | |
| | | 桜のまちづくり事業 | 島田市 市民団体 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

| | |
|--|---|
| 施設名称 | 川根文化センターチャリム21 |
| 基本的な方針 ※島田市個別施設 計画～公共建築 物編～から転記 | 定量的な評価による方向性は施設利用方針の検討です。 島田市役所周辺整備基本構想において、文化ホールとして十分な機能を有さないとなりました。耐用年数到来時に現在と同規模の文化ホール機能を再生する必要性は低いと考えられ、耐用年数到来時に現施設と同様の規模機能を持った更新は行わないことを基本方針とします。 |
| 整合性 | 上記方針に基づき適切な維持管理に努める。 |

1 2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

平成31年3月に策定した第2次島田市環境基本計画において、再生可能エネルギーの利用推進を定め、市民や事業者には太陽光、風力発電、太陽熱利用、地中熱利用など再生可能エネルギー導入の取組を促している。

川根小学校など複数の公共施設に太陽光発電設備及び蓄電設備が設置され、施設で使用する電力の一部を太陽光発電により賄っているほか、住宅用省エネルギー設備（蓄電池及び燃料電池）の設置に対する補助制度を実施している。

また、島田市（川根地区南西部及び北五和地区西部、大代地区西部）から掛川市、周智郡森町にまたがる3,660ヘクタールの区域において、民間事業者が風力発電所の設置に向けた事業を計画しており、環境アセスメント（環境影響評価）の手続が進められている。

(2) その対策

再生可能エネルギーの利活用を推進しつつ、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す。

住宅用太陽光発電設備から創り出す再生可能エネルギーの用途を「売却」から「自家消費」へシフト転換を図り、再生可能エネルギーの有効利用を図るとともに、家庭における再生可能エネルギーの利用を推進するため、住宅用省エネルギー設備に対する補助制度を引き続き実施する。

(3) 計 画

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|----------------------------|---------------------------|---------------------|----------|-----|
| 11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進 | (2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 | 住宅用省エネルギー利用設備設置促進事業 | 島田市 | 補助金 |

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためにも、施設整備と併せて様々なソフト事業を実施していく必要があるが、人口減少や少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加などにより市の財政を取り巻く状況は厳しさを増しており、限られた財源の工夫と活用が求められている。

(2) その対策

住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業（過疎地域持続的発展特別事業）の実施に要する経費の財源とするため、島田市過疎地域持続的発展基金を積み立てる。基金は必要に応じて取り崩し、過疎地域持続的発展特別事業の事業費に充てることとし、この計画の期間が終了した後においても、過疎地域持続的発展特別事業の事業費に充てることのできるものとする。

(3) 計 画

| 自立促進 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------------------|--------------|------------------|----------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | 島田市過疎地域持続的発展基金積立 | 島田市 | |

(添付資料)

事業計画（令和3年度～令和8年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------------|---|----------|---|
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 川根温泉メタンガス利活用事業 温泉付随ガスであるメタンガスを利用した電力及び熱供給設備（ガスコージェネレーションシステム）を活用し、二酸化炭素の排出削減に努める。(基金積立) | 島田市 | 二酸化炭素の排出削減とエネルギーの地産地消を促進することにより、将来にわたり地球温暖化の防止が期待できる。 |
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 超短波放送難聴対策事業 送信所(家山中継局、笹間中継局分)を管理し、難聴地域を解消することで情報格差の是正と情報伝達能力の向上を図る。(基金積立) | 島田市 | 難聴地域における情報伝達能力の向上を通じて、将来にわたり安心安全な地域づくりを進めることが期待できる。 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉 | 移動支援サービス事業 高齢者等の在宅での自立した生活を支援するため、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送者の登録を受け、医療機関や公共機関への交通手段を提供する。(基金積立) | 島田市 | 公共交通機関を利用することが困難な者の外出を支援することにより、将来にわたり住み慣れた地域で自立した生活を続けることが可能となる。 |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 島田市山村都市交流センター運営事業 豊かな自然の中での生活の体験及びスポーツ、文化その他の活動の場を提供することにより、都市と山村との交流を促進し、地域の活性化を図る。(基金積立) | 島田市 | 都市との交流の場を設けることで、将来にわたり交流人口及び関係人口の拡大に繋げることが期待できる。 |
| | | 川根図書館運営事業 生涯にわたる学びや、個性と人間性豊かな人材を育てていくため、市民の自発的な学習意欲に応えられるよう蔵書資料や情報提供など機能の充実を図る。(基金積立) | 島田市 | 図書館の運営を通じて、将来にわたり地域社会の担い手となる人材の育成を図ることが期待できる。 |
| 10 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 島田市川根文化センター運営事業 自主文化事業の開催及び芸術文化の提供の場を設けることで、川根地区の芸術文化の発展及び教育の振興を図る。(基金積立) | 島田市 | 芸術文化の振興を通じて、将来にわたり地域社会の担い手となる人材の育成を図ることが期待できる。 |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 住宅用省エネルギー利用設備設置促進事業 定置型リチウムイオン蓄電池等の住宅用省エネルギー設備の設置を促進し、家庭における日常生活に伴う環境への負荷の低減を図る。(基金積立) | 島田市 | 住宅用省エネルギー設備の設置を促進することにより、将来にわたり環境負荷の低減を図ることが期待できる。 |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | 島田市過疎地域持続的発展基金積立 過疎地域持続的発展特別事業の実施に要する経費の財源とし、継続的に過疎対策事業を実施する。 | 島田市 | 基金を積み立てることにより、過疎地域持続的発展特別事業を将来にわたり継続して実施することが可能となる。 |